

静岡労働局 発表  
令和6年10月24日

担 当	【照会先】
	静岡労働局 労働基準部 監督課 監督課長 片岡 裕也 主任監察監督官 内藤 匡樹 電話：054(254)6352

## 11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施します～

過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、過労死等防止対策推進法に基づき、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」とし、国や地方公共団体において様々な取組を行っており、静岡労働局でも、以下の取組を行います。

### 「過労死等防止啓発月間」の取組について（概要）

#### 1 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

- 日時：令和6年11月6日（水）13：30～16：00（受付13：00～）
- 会場：プレスタワー 17F 静岡新聞ホール（浜松市中央区旭町11-1 プレスタワー）
- プログラム
  - ①【基調講演】「過労死・過労自死の背景を考える ～低賃金労働が覆う雇用社会～」  
毎日新聞記者 東海林 智 氏
  - ②「企業の取り組み事例の紹介」  
静岡県産業保健総合支援センター 産業保健相談員  
ヤマハ株式会社人事部健康安全グループ 産業医 山本 誠 氏
  - ③ 過労死遺族の声

事前申込制、参加無料です。詳細は別添資料1を参照ください。

## 2 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換

令和6年4月からの時間外労働の上限規制の適用を踏まえ、県内の建設業者を労働局長が発注機関とともに訪問し、先進的な取り組みについて視察するとともに企業トップと意見交換を行い、長時間労働の削減等に積極的に取り組んでいる好事例を発信します。

詳細については後日別途プレスリリースします。

## 3 その他の実施事項

### ① 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に当たり、静岡県内の使用者団体や労働組合等に対し、協力要請を行います。

### ② 重点的な監督指導を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して、労働基準監督署職員による重点的な監督指導を実施します。

### ③ 特別労働相談を実施します

11月2日（土）には、下記相談窓口にて電話による特別労働相談を実施します。

《過重労働解消相談ダイヤル》

電話番号：0120-794-713（フリーダイヤル）  
なくしましろう 長い残業

実施日時：令和6年11月2日（土） 9:00～17:00

※労働基準監督官が相談に対応します。

### ④ 過重労働相談受付集中週間を設定します

11月1日（金）から11月7日（木）（日、祝を除く。）を過重労働相談受付集中期間とします。

平日 9:00～17:00 の間は、静岡労働局労働基準部監督課及び県内各労働基準監督署（別添資料2）において過重労働を中心に幅広く労働相談を受け付けます。

なお、平日 17:00～22:00、土日祝日 9:00～21:00 は、労働条件相談ほっとラインにて相談を受け付けます。

《労働条件相談ほっとライン【委託事業】》

電話番号：0120-811-610（フリーダイヤル）  
はい！ ろうどう

### ⑤ 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を開催します。

○現地開催：令和6年12月3日（火） 静岡市民文化会館（参加無料）

○オンライン開催：令和6年11月～令和7年1月（無料でどなたでも視聴可）

[専用ホームページ] <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaihou/>





# 過労死等 防止対策推進 シンポジウム

静岡

会場

働き続けることのできる社会へ  
過労死をゼロにし、健康で充実して

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等防止対策推進法施行から10年、改めて過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加  
無料

事前申込

日時

2024年11月6日(水)  
13:30~16:10 (受付13:00~)

会場

プレスタワー 17F  
静岡新聞ホール

(静岡県浜松市中央区旭町11-1 プレスタワー)

基調講演

過労死・過労自死の  
背景を考える  
～低賃金労働が覆う雇用社会～



毎日新聞 社会部記者

とうかいりん さとし

東海林 智氏



二次元バーコードを  
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省 後援：静岡県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議  
静岡県過労死・労働弁護団



## 静岡労働局労働基準部監督課及び労働基準監督署

名称	所在地	TEL
静岡労働局 労働基準部 監督課	〒420-8639 静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎 3 階	054-254-6352
浜松労働基準監督署	〒430-8639 浜松市中央区中央 1-12-4 浜松合同庁舎 8 階	053-456-8148
磐田労働基準監督署	〒438-8585 磐田市見付 3599-6 磐田地方合同庁舎 4 階	0538-32-2205
島田労働基準監督署	〒427-8508 島田市本通 1-4677-4 島田労働総合庁舎 3 階	0547-37-3148
静岡労働基準監督署	〒420-0858 静岡市葵区伝馬町 24-2 相川伝馬町ビル 2, 3 階	054-252-8106
富士労働基準監督署	〒417-0041 富士市御幸町 13-28	0545-51-2255
沼津労働基準監督署	〒410-0831 沼津市市場町 9-1 沼津合同庁舎 4 階	055-933-5830
三島労働基準監督署 (下田駐在事務所)	〒411-0033 三島市文教町 1-3-112 三島労働総合庁舎 3 階 〒415-0036 下田市西本郷 2-5-33 下田地方合同庁舎 1 階	055-986-9100 (0558-22-0649)

## 管轄区域図

